

医療法人の事業承継に係る出資金評価の問題

ご存知の方も多いと思いますが、社団たる医療法人は「持分なし医療法人」と「持分あり医療法人」に区分されます。

平成19年4月1日以降に設立された医療法人(いわゆる基金拠出型医療法人で「持分なし医療法人」に該当)の場合、法人に蓄積された剰余金(利益の累積等)に相当する財産は、解散時に国・地方公共団体・医師会等に帰属するため、事業承継があった場合の相続税評価額は、どれだけ剰余金が膨らんでいようと設立時に拠出した基金相当額に限定されます(基金の価値は増加しない)。

問題は、平成19年3月31日以前に設立された医療法人(いわゆる経過措置型医療法人で「持分あり医療法人」)です。「持分なし」とは異なり、法人に蓄積された剰余金相当額は、そのまま出資者の出資持分として相続税評価額に反映されることとなります。医療法人は剰余金の配当が禁止されていることから、利益率の高い法人ほど評価額が多額になる傾向があり、事業承継の際の高額な相続税負担や出資者からの出資持分に応じた法人資産の多額の払い戻し請求といったリスクを常に抱えることになり、事業継続性の観点から問題が多いと言われております。

持分なし医療法人への移行と優遇税制

このような問題があることから厚生労働省はかねてより、地域の安定した医療提供を旗印に、「持分なし医療法人」から「持分あり医療法人」への移行を進めてきましたが、その促進策として新たな税制優遇制度が今年10月から創設されています。

①相続税の納税猶予制度

相続人が「持分あり医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が「持分なし医療法人」への移行計画の認定を受けた医療法人(以下、認定医療法人と称する)である時は、納税猶予額相当の担保提供を条件に、移行計画の期限(認定の日から3年)まで相続税の納税が猶予され、移行計画の期限までに持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます(※1)。

②贈与税の納税猶予制度

認定医療法人の「出資者」がその持分を放棄したことにより、価値移転を受けた「他の出資者」(※2)について、持分放棄時にその法人が認定医療法人である時は、納税猶予額相当の担保提供を条件に、移行計画の期限(認定の日から3年)

まで贈与税の納税が猶予され、移行計画の期限までに持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

(※1)相続開始後でも相続税の納税期限である10ヶ月以内に認定を受ければ納税猶予は受けられます。

(※2)一部の出資者がその持分を放棄した場合、他の出資者の持分が増加することになり、その分贈与を受けたものとみなされ贈与税が課税されます。

移行計画の認定制度が実施されるのは、平成26年10月1日から平成29年9月30日の3年間です。この期間内に移行計画を厚生労働省に申請し認定を受けて下さい。繰り返しになりますが、認定後、認定の日から3年以内に「持分なし医療法人」へ移行することが条件です。

結局は生じる贈与税負担の問題

さて上記制度を利用した「持分なし医療法人」への完全移行により、各出資者の税金負担は免除されることとなりますが、ここには大きな“落とし穴”が存在します。出資者全員が出資持分を放棄しても、【特定の要件】をクリアしなければ、医療法人自体に、出資持分の相続税評価額相当の贈与があったとみなされ贈与税が課税されてしまいます。

上記優遇税制はあくまで、出資者全員が同時に出資金を放棄せず、時間をかけて「持分なし医療法人」へ移行する過程における税負担の免除という意味合いのものであり、当初から出資者全員が同時に放棄する予定の場合は、各出資者に対する贈与税課税の問題は発生しないため、優遇税制を利用する必要はありません。これとは別に、『医療法人への贈与税課税』は元来存在する問題なのです。

上記【特定の要件】の代表的なものは下記の通りです。

- ・役員などのうち親族や特殊の関係にある人は3分の1以下
- ・役員などに対する報酬が不当に高額でないこと
- ・業収入が業費用の150%以内であること
- ・法人関係者に特別の利益を与えないこと

いかがでしょうか？同族経営を放棄せざるを得ない内容であり、この点が「持分なし医療法人」への移行を妨げる要因と言えます。『各出資者への相続税・贈与税』と『医療法人への贈与税』との違いはありますが、贈与税は累進課税(最高税率55%)です。多額の内部留保を抱えている法人にとっては、その税負担を考慮すると安易に移行を意思決定できるものではないでしょう。